

平成19年3月27日

規則第23号

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法定代理人 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人

(2) 任意代理人 本人の委任による代理人

(条例第2条第2号の実施機関が定める記述等)

第2条の2 条例第2条第2号の実施機関が定める記述等は、次の各号のいずれかに該当する事項を内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断

その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 条例第8条第1項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第8条第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報の記録形態
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) 個人情報の目的外の利用又は外部提供の有無及び提供先
- (6) 外部委託の有無
- (7) 他の法令等による開示制度の有無
- (8) 個人情報が記録されている主な公文書の名称

（委託契約等）

第4条 実施機関は、条例第7条に規定する個人情報を取り扱う事務を委託するときは、次に掲げる事項を委託契約書に明記し、これを遵守させるものとする。ただし、当該委託の内容に応じて、不要な事項を略することができる。

- (1) 秘密保持の義務に関する事項
- (2) 目的外使用の禁止に関する事項
- (3) 第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 再委託の禁止に関する事項

- (5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
 - (6) 委託期間満了後の返還又は廃棄の義務に関する事項
 - (7) 立入検査に応じる義務に関する事項
 - (8) 事故発生における報告義務に関する事項
 - (9) 委託契約に違反した場合における契約解除及び損害賠償に関する事項
 - (10) その他個人情報の保護に関する事項
- (開示請求)

第5条 条例第10条第1項に規定する請求書は保有個人情報開示請求書（様式第2号）又は保有特定個人情報開示請求書（様式第2号の2）とし、同項第3号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の方法
 - (2) 請求者の本人又はその法定代理人の別（保有特定個人情報にあつては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別）
 - (3) 法定代理人又は任意代理人が開示請求をしようとする場合にあつては、その者と本人との関係並びに本人の氏名及び住所
- (本人等の証明に必要な書類)

第6条 条例第10条第2項（第15条第4項、第16条第3項、第18条第2項及び第21条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証、証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されているもの
- (2) 健康保険被保険者証、国民年金等の年金証書その他開示請求をしようとする者を確認するに足りる書類

2 条例第10条第2項に規定する法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該法定代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であつて、当該法定代理人の資格を証明するもの

3 条例第10条第2項に規定する任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該任意代理人に係る第1項各号に掲げる書類のいずれか (2) 委任をした本人に係る第1項各号に掲げる書類のいずれか

(3) 保有特定個人情報開示請求等委任状(様式第2号の3)

(任意代理人から開示請求等があった場合における本人の意思確認)

第6条の2 実施機関は、条例第9条第2項(条例第17条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、任意代理人から開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)があった場合には、本人に対し、任意代理人による保有特定個人情報の開示請求等に関する通知書(様式第2号の4)を送付するものとする。

2 本人は、前項に規定する通知書の送付を受けた場合において、当該開示請求等に異議があるときは、実施機関が指定した期間内に限り、任意代理人による保有特定個人情報の開示請求等に関する申立書(様式第2号の5)により申立てを行うことができる。

3 実施機関は、第1項に規定する通知書の送付によっては本人の意思を確認することができないと認められる特別の事情があるときは、同項に規定する通知書の送付によらず、電話その他適当な方法により本人の意思を確認することができる。

(開示請求等の却下)

第6条の3 実施機関は、開示請求等が次の各号のいずれかに該当するときは、保有特定個人情報開示請求等却下通知書(様式第2号の6)により当該請求を却下するものとする。

(1) 開示請求等が不適法であり、かつ、開示請求等に係る書面の補正が不能であるとき。

(2) 前条第2項に規定する申立書の提出があったとき。

(開示決定通知書等)

第7条 条例第14条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する場合 保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する場合 保有個人情報一部開示決定通知書(様式第4号)

(3) 保有個人情報の全部を開示しない場合 保有個人情報不開示決定通知書(様式第5号)

(4) 保有個人情報が存在しない場合 保有個人情報不存在決定通知書(様式第6号)

(5) 保有個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合 保有個人情報存否回答拒否決定通知書(様式第7号)

2 条例第14条第4項に規定する通知は、保有個人情報開示決定期限延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(開示の方法)

第8条 条例第15条第2項に規定する規則で定める方法は、別表第1のとおりとする。

(口頭による開示請求)

第9条 広域連合長は、条例第16条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 個人情報の名称及びその項目

(2) 開示請求を行うことができる期間

(3) 開示する場所

(訂正請求書)

第10条 条例第18条第1項に規定する請求書は保有個人情報訂正請求書(様式第9号)又は保有特定個人情報訂正請求書(様式第9号の2)とし、同項第4号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

(1) 請求者の本人又はその法定代理人の別(保有特定個人情報にあつては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別)

(2) 法定代理人又は任意代理人が訂正請求をしようとする場合にあつては、その者と本人との関係並びに本人の氏名及び住所

(訂正決定通知書等)

第11条 条例第19条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する場合 保有個人情報訂正決定通知書(様式第10号)

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する場合 保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第11号)

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない場合 保有個人情報非訂正決定通知書(様式第12号)

2 条例第19条第4項に規定する通知は、保有個人情報訂正決定期限延長通知書(様式第13号)により行うものとする。

(訂正内容通知書)

第12条 条例第19条の2に規定する書面は、保有個人情報訂正内容通知書(様式第14号)とする。

(利用停止請求書)

第13条 条例第21条第1項に規定する請求書は保有個人情報利用停止請求書(様式第15号)又は保有特定個人情報利用停止請求書(様式第15号の2)とし、同項第4号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

(1) 請求者の本人又はその法定代理人の別(保有特定個人情報にあつては、請求者の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人の別)

(2) 法定代理人又は任意代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との関係並びに本人の氏名及び住所

(利用停止決定通知書等)

第14条 条例第23条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を利用停止する場合 保有個人情報利用停止決定通知書(様式第16号)

(2) 保有個人情報の一部を利用停止する場合 保有個人情報一部利用停止決定通知書(様式第17号)

(3) 保有個人情報の全部を利用停止しない場合 保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第18号)

2 条例第23条第4項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定期限延長通知書(様式第19号)により行うものとする。

(費用の納付)

第15条 条例第24条第2項の規定により公文書の写しの交付を受けようとするも

のが負担しなければならない費用の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受ける時までには納付しなければならない。
ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 条例第24条第3項の規定により交付に必要な費用の免除を受けようとする者は、保有個人情報の写し等の交付に要する費用負担免除申請書（様式第20号）を実施機関に提出しなければならない。
- 4 広域連合長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、写しの交付に要する費用の免除の可否を決定し、保有個人情報の写し等の交付に要する費用負担免除可否決定通知書（様式第21号）により、同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（意見陳述の手続）

第16条 審査請求人又は参加人は、条例第28条の規定により口頭による意見陳述の機会等を付与するよう申立てるときは、審査会に対し、口頭による意見陳述等申立書（様式第22号）を提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申立てがあったときは、その内容を審査し、当該審査請求人又は参加人に対し、口頭による意見陳述の機会の付与等に関する通知書（様式第23号）により通知するものとする。
- 3 審査会は、審査請求人又は参加人に対し、口頭による意見陳述の機会等を付与するときは、当該意見陳述に係る日時、場所、陳述者及び補佐人を指定し、前項の通知書にその旨を記載するものとする。

（熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会）

第17条 条例第26条第1項に規定する審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会の会議は、会長が招集する。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長

の決するところによる。

- 7 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 審査会の庶務は、総務課において処理する。
- 9 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(部会)

第 18 条 条例第 26 条の 2 に規定する部会として、特定個人情報保護評価専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会の委員の定数は 4 人とし、うち 2 人を専門委員とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 審査会は、その定めるところにより、部会の決定をもって審査会の決定とすることができる。この場合において、部会長は審査会に決定内容を報告するものとする。
- 6 前条第 2 項から第 9 項までの規定は、部会について準用する。この場合において、当該条項中「審査会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」とする。

(意見書等の閲覧手続)

第 19 条 審査請求人等は、条例第 29 条の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審査会に対し、意見書等閲覧申出書（様式第 24 号）を提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その可否を審査し、当該審査請求人等に対し、意見書等閲覧申出に関する通知書（様式第 25 号）により通知するものとする。

(雑則)

第 20 条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただ

し、第 3 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

公文書の種類	開示の方法（閲覧）	開示の方法（文書等の写しの交付）
文書、図画及び写真	当該文書、図画及び写真の閲覧	当該文書、図画及び写真の写しの交付
電磁的記録	当該電磁的記録媒体から紙に出力したものの閲覧	当該電磁的記録媒体について、閲覧に供したものの写し又は光ディスク、光磁気ディスク若しくはそれ以外の電磁的記録媒体に複製したものの交付（実施機関が対応できる媒体に限る。）

別表第 2（第 15 条関係）

	区 分	金 額	
写しの作成に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合（日本工業規格 A 列 3 番以内に限る。）	白 黒	1 枚につき 10 円
		カラー	1 枚につき 30 円
	光ディスク（CD-R 700 メガバイト）に複製する場合	1 枚につき 100 円	
	光磁気ディスク（MO 640 メガバ	1 枚につき 1,000 円	

	イト)に複製する場合	
	光ディスク又は光磁気ディスク以外の電磁的記録媒体に複製する場合	当該複製に要する費用の額
	契約により写しの作成を委託する場合	当該委託契約で定める額
	その他の方法により作成する場合	当該作成に要する費用の額
写しの郵送に要する費用		当該郵送料に相当する額

備考 乾式複写機により写しを作成する場合で、A列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。

様式第1号（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録番号		登録年月日		年	月	日
		変更年月日		年	月	日
個人情報取扱事務の名称						
個人情報取扱事務の利用目的		根拠法令等（ ）				
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		所管課		班名		
個人情報の対象者の範囲						
個人情報の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号・個人番号 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号		
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 性質・性格		<input type="checkbox"/> 障害の状況
	家庭生活の状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 親族関係		<input type="checkbox"/> 婚姻歴
	社会生活の状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価		<input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 取引状況		<input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 貸付状況
	思想・信条等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談・苦情 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
個人情報の収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（根拠：条例第3条第3項第 号該当）				
		収集先の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
個人情報の収集方法		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
個人情報の記録形態		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 手作業処理				
		電子計算機等の結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （有の場合の根拠） <input type="checkbox"/> 法令等（ ） <input type="checkbox"/> 審査会の意見聴取			
個人情報の目的外の利用又は外部提供の有無及び提供先		<input type="checkbox"/> 有（根拠：条例第4条第1項第 号該当） <input type="checkbox"/> 無				
		利用・提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 有（委託内容： ） <input type="checkbox"/> 無				
他の法令等による開示制度の有無		<input type="checkbox"/> 有（法令名等： ） <input type="checkbox"/> 無				
個人情報が記録されている主な公文書の名称						
備考						

保有個人情報開示請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号 () -

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第10条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容 (※対象となる保有個人情報を特定するため、具体的に記入してください。)		
開 示 方 法 の 区 分		<input type="checkbox"/> 閱 覧(□閲覧 □視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付(□郵送希望)
請 求 者 の 区 分		<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
法 定 代 理 人 が 請 求 す る 場 合	本人との関係 (続柄等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の)
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 () -

[職員処理欄]※次の欄は記入しないでください。

請 求 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()		
	法定代理人の資格確認()		
所 管 課		受 付 印	
該 当 事 務			
該 当 文 書			

保有特定個人情報開示請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号() —

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第10条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

開 示 請 求 に 係 る 保有特定個人情報の内容 (※対象となる保有特定個人情報 を特定するため、具体的に 記入してください。)		
開 示 方 法 の 区 分		<input type="checkbox"/> 閱 覧 (<input type="checkbox"/> 閱 覧 <input type="checkbox"/> 視 聴) <input type="checkbox"/> 写 し の 交 付 (<input type="checkbox"/> 郵 送 希 望)
請 求 者 の 区 分		<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 法 定 代 理 人 <input type="checkbox"/> 任 意 代 理 人
本 人 以 外 が 請 求 す る 場 合	本 人 と の 関 係 (続 柄 、 資 格 等)	<input type="checkbox"/> 未 成 年 者 の 法 定 代 理 人 (本 人 の) <input type="checkbox"/> 成 年 被 後 見 人 の 法 定 代 理 人 (本 人 の) <input type="checkbox"/> 任 意 代 理 人 (<input type="checkbox"/> 税 理 士 <input type="checkbox"/> 弁 護 士 <input type="checkbox"/> そ の 他 ())
	本 人 の 氏 名	
	本 人 の 住 所 等	〒 電話番号 () —

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請 求 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運 転 免 許 証 <input type="checkbox"/> 旅 券 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()	
	法 定 代 理 人 の 資 格 確 認 ()	
	任 意 代 理 人 の 資 格 確 認 ()	
所 管 課		受 付 印
該 当 事 務		
該 当 文 書		

保有特定個人情報開示請求等委任状

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

委任者 氏 名 印

電話番号 () -

私は、下記の者を代理人と定め、下記の内容の保有特定個人情報に関し、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 第9条
第17条
第20条 の規定に基づき 開示請求
訂正請求
利用停止請求 を行う権限を委任します。

代 理 人	本人との関係 (続柄、資格等)	
	氏 名	
	住 所 等	〒 電話番号 () -
開示請求 訂正請求 利用停止請求 に係る 保有特定個人情報の 内 容		
代 理 人 が 本 人 に 代 わ り 開 示 請 求 等 を 行 う 理 由		

様式第2号の4（第6条の2第1項関係）

第 号
年 月 日

任意代理人による保有特定個人情報の開示請求等に関する通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで、あなたの代理人 様から、下記のあなたの
特定保有個人情報につき

開示請求
訂正請求
利用停止請求

 がありましたので、熊本県後期高齢者医
療広域連合個人情報保護条例施行規則第6条の2第1項の規定により通知します。

上記請求に異議がある場合には、別添「任意代理人による保有特定個人情報の開示
請求等に関する申立書」を 年 月 日までに提出してください。

期間内での提出が困難と認められる場合には、下記の連絡先に申し出てください。

なお、上記の期限までに提出又は連絡がない場合は、請求に係る手続を進めること
となります。

記

<table border="1" data-bbox="236 1442 469 1630"><tr><td>開示請求</td></tr><tr><td>訂正請求</td></tr><tr><td>利用停止請求</td></tr></table> に係る 保有特定個人情報の 内 容	開示請求	訂正請求	利用停止請求	
開示請求				
訂正請求				
利用停止請求				
連絡先（所管課）	局 課 (TEL 内線)			

任意代理人による保有特定個人情報の開示請求等に関する申立書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

氏 名

電話番号(.....) -

年 月 日付け 第 号により通知のありました私の保有特定
個人情報の（開示請求
訂正請求
利用停止請求）について、次の理由により異議を申し立てます。

理 由	<p>(該当する理由に○をつけてください。)</p> <p>1 代理人に対し、当該請求を行うことを委任していない。</p> <p>2 代理人に対し、当該請求を行うことを委任したが、代理人に対し委任をした請求の内容が、自分が意図したものと異なる。</p> <p>3 その他 (.....)</p>
-----	---

注 この意見書は、必ず、あなた御自身が記載してください。

開示請求等に対し、異議がある場合にのみ提出していただければ結構です。

保有特定個人情報開示請求等却下通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で（開示請求
訂正請求
利用停止請求）のあった保有特定個人情報について

は、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第6条の3の規定により、

次のとおり請求を却下しましたので通知します。

（開示請求 訂正請求 利用停止請求）に係る 保有特定個人情報の内容	
請求を却下する理由	
所 管 課	局 課 (TEL 内線)
備 考	

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

保有個人情報開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
開 示 の 日 時	年 月 日 時 分
開 示 の 場 所	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閱 覧(<input type="checkbox"/> 閱覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付
開 示 の と き に 必 要 な も の	1) 本人、法定代理人又は任意代理人であることを明らかにする書類等 2) この通知書
所 管 課	(TEL)
備 考	

- 注 1 指定の日時にご都合の悪い場合は、あらかじめ所管課までご連絡ください。
- 2 開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報が熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第3条から第7条までの規定に違反して取り扱われていると思料するときは、熊本県後期高齢者医療広域連合長に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

保有個人情報一部開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり一部開示することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
一部開示とする 理 由	熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条第 号に該当 (説明)
※不開示部分の 開示が可能と なる 期 日	年 月 日
開 示 の 日 時	年 月 日 時 分
開 示 の 場 所	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閱 覧(<input type="checkbox"/> 閱覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付
開 示 の と き に 必 要 な も の	1) 本人、法定代理人又は任意代理人であることを明らかにする書類等 2) この通知書
所 管 課	(TEL)
備 考	

- 注 1 指定の日時にご都合の悪い場合は、事前に電話等で所管課までご連絡ください。
- 2 ※の欄には、開示しない部分について開示が可能となる期日が明らかである場合にはその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報が熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第3条から第7条までの規定に違反して取り扱われていると思料するときは、熊本県後期高齢者医療広域連合長に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

保有個人情報不開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
不開示とする 理 由	熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条 第 号に該当 (説明)
※開示が可能と なる 期 日	年 月 日
所 管 課	(TEL)
備 考	

注 ※の欄には、開示が可能となる期日が明らかである場合にはその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として(熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。)提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

保有個人情報不存在決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、当該保有個人情報が存在しませんでしたので、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第2項の規定により、通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
当該保有個人情報 が存在しない 理 由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

保有個人情報存否回答拒否決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第13条の規定により、次のとおり当該保有個人情報の存否について明らかにしないことと決定しましたので、同条例第14条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 内 容	
保有個人情報の 存否を明らかに できない理由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

保有個人情報開示決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示の決定期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に開示等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	(TEL)
備 考	

保有個人情報訂正請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号 () -

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容		
訂正請求の箇所		
訂正の内容 ※訂正後の内容を記入 して下さい。		
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	
法定代理人 が請求する 場 合	本人との関係 (続柄等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 被成年後見人の法定代理人 (本人の)
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 () -

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()	
	法定代理人の資格確認()	
所 管 課		受 付 印
該 当 事 務		
該 当 文 書		

保有特定個人情報訂正請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号 () -

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有特定個人情報の内容			
訂正請求の箇所			
訂正の内容 ※訂正後の内容を記入して下さい。			
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人		
本人以外が請求する場合	本人との関係 (続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 被成年後見人の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他())	
	本人の氏名		
	本人の住所等	〒 電話番号 () -	

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()		
	法定代理人の資格確認()		
	任意代理人の資格確認()		
所管課		受付印	
該当事務			
該当文書			

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内 容	
訂 正 の 内 容	
所 管 課	(TEL)
備 考	

保有個人情報一部訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することを決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内 容	
訂 正 の 内 容	
一部訂正とした 理 由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

保有個人情報非訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 内 容	
訂 正 し な い 理 由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第4項の規定により、次のとおり訂正の決定期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に訂正等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	(TEL)
備 考	

保有個人情報利用停止請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号 () -

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止請求を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容		
利用停止請求の 趣旨及び理由		
請 求 す る 利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止	
請 求 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	
法 定 代 理 人 が 請 求 を する 場合	本人との関係 (続柄等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の)
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 () -

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請 求 者 の 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()	
	法定代理人の資格確認()	
所 管 課	受 付 印	
該 当 事 務		
該 当 文 書		

保有特定個人情報利用停止請求書

実施機関

(宛)

住 所 〒.....

請求者 氏 名

電話番号() —

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止請求を請求します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
請求する利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人以外が請求をする場合	本人との関係(続柄、資格等)	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 被成年後見人の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (<input type="checkbox"/> 税理士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他())
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 () —

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()	
	法定代理人の資格確認()	
	任意代理人の資格確認()	
所 管 課		受付印
該 当 事 務		
該 当 文 書		

様式第16号（第14条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止する内容	
利用停止の年月日	年 月 日
所 管 課	(TEL)
備 考	

保有個人情報一部利用停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止をすることに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止する部分	利用停止する箇所	
	利用停止する内容	
	利用停止の年月日	年 月 日
利用停止しない部分	利用停止しない箇所	
	利用停止しない理由	
所 管 課	(TEL)	
備 考		

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

保有個人情報利用不停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止しない理由	
所管課	(TEL)
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として（熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表者となります。）提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。

第 年 月 日
号

保有個人情報利用停止決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第4項の規定により、次のとおり利用停止の決定期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項に規定する 決 定 期 限	年 月 日 まで
上記の期限内に利用停止等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	(TEL)
備 考	

年 月 日

保有個人情報の写し等の交付に要する費用負担免除申請書

様

実施機関

印

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第24条第3項の規定により、次のとおり費用の負担免除を申請します。

免除を申請する保有個人情報の名称又は内容	
費用負担免除の申請理由	1) 生活保護法による扶助を受けているため 2) その他 (理由)
備 考	

[職員処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

申請書受付日	年 月 日
--------	-------

保有個人情報の写し等の交付に要する費用負担免除可否決定通知書

様

住 所 〒.....

実施機関 氏 名

電話番号 (.....) —.....

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の写し等の交付に要する費用負担免除については、次のとおり決定しましたので、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第 1 5 条第 4 項の規定により通知します。

免除を申請する保有個人情報の名称又は内容	
免 除 の 可 否	免 除 (する ・ しない)
免 除 の 区 分	1) 全額免除 2) 一部免除 (免除額 円)
免 除 前 の 費 用 額	円
免 除 後 の 費 用 額	円

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した時は、審査請求をすることができなくなります。

この決定の取消を求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県後期高齢者医療広域連合を被告として (熊本県後期高齢者医療広域連合長が代表となります。) 提起することができます。

ただし、原則として、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると訴えを提起できません。

口頭による意見陳述等申立書

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長（宛）

住所 〒

氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号 （ ）

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり口頭による意見陳述の機会等の付与を申立てます。

1 審査請求（諮問事件）

開示等決定をした実施機関	
開示等決定番号	
開示等決定年月日	年 月 日（ ）
審査請求年月日	年 月 日（ ）

2 口頭意見陳述を希望する日時（※開催の都合上、希望に添えない場合もあります。）

第1希望	年 月 日（ ） 時 分
第2希望	年 月 日（ ） 時 分
第3希望	年 月 日（ ） 時 分

3 条例第28条第3項の規定による補佐人の同伴許可申請

補佐人の同伴を必要とする理由	
補佐人の住所	
補佐人の氏名	
補佐人の年齢	
補佐人の職業	

（記入の際の留意事項）

※ 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 2については、希望する日時がある場合のみ記入してください。

※ 3については、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合にのみ記入してください。

第 号
年 月 日

口頭による意見陳述の機会等の付与に関する通知書

(審査請求又は参加人) 様

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付けで申出のあった口頭による意見陳述の機会の付与について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第16条第2項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

意見陳述の機会を付与します。

1 日時

年 月 日 () 時 分

2 場所

3 陳述者を次のとおり指定します。

4 補佐人を次のとおり指定します。

※当日ご都合が悪い場合は、事前に当審査会までご連絡ください。

備考

連絡先

第 号
年 月 日

意見書等閲覧申出書

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長（宛）

住所 〒

請求者 氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号 （ ）

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり意見書又は資料の閲覧を求めます。

閲覧を求める意見書又は資料	
閲覧希望日時	年 月 日（ ） 時 分
備考	

第 号
年 月 日

意見書等閲覧申出に関する通知書

（審査請求人等）様

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付けで申出のあった意見書又は資料の閲覧について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第19条第2項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

閲覧を認めます。

1 閲覧をしようとする意見書等の区分

意見書

資料

2 閲覧日時

年 月 日（ ） 時 分

3 閲覧場所

※当日ご都合が悪い場合は、事前に下記連絡先までお知らせください。

閲覧を認めません。

（理由）

連絡先